

わたしの修習時代

紀尾井町：1948-70

湯島：1971-93

和光：1994-

22期

学園闘争の時代の 実に気ままな研修所生活



会員 弘中 憲一郎（22期）

私の修習生時代（22期）というと1968～70年。現在から40年近くも前のことであるが、昨日のことのようによく憶えている。実に気ままな2年間であった。学生気分が抜けぬままに研修所入りした状態で、「君たちは給料をもらうのだから勉強をする義務がある」との鈴木所長の入所式の訓辞も、「悪い冗談だろう」くらいにしか受け止めていなかった。当時は、つまらない授業には出ないというのが当たり前で、櫛の歯が抜けたような教室で、教官が「少し真ん中に集まれ」などと言ったりしていたものである。実務修習は東京であった。最初の修習は刑事裁判であった。裁判長が病気になったこともあり、事件も少なく、起案は1件のみであった。久里浜の少年院での出張尋問時には、なぜか裁判官も書記官も全員水着を持参していて、午前中に尋問を終えると昼からそのまま三浦海岸で海水浴に興じることになったのが印象に残っている。その次は弁護修習であった。年配のボス弁と2年目のイソ弁の事務所であったが、とにかく暇そうで、弁護士は昼から2人で碁ばかり打っていた。しごれを切らして「何か起案するものないですか？」と尋ねると、「弱ったな、何もないなあ」との答えが返ってきた。3番目の民裁修習の思い出であるが、証人尋問の行われていた法廷で、裁判長の横に座っていたところ、同期の3人組が「麻雀のメンバー1人が足りない」と呼びに来た。さすがに困ったが、1人足りないのならやむを得ないと決断して、「ちょっと急用ができたので失礼します」と丁寧に挨拶をして、目を丸くしている裁判長を後に法廷から飛び出していった。

最後の検察修習の時には、取り調べ修習を拒否した。この期では、取り調べ修習拒否が続出し、私の属した東京2班では9名もの拒否者がいた。それでも指導の検察官にはひどく可愛がられて、飲み歩いた上、自宅に泊めてもらったこともあった。なお、「取り調べ修習は違法である」と確信していたので、同クラス同班のK君と、クラスの検察教官や裁判教官の自宅を次々と訪問して、いかに取り調べ修習が違法かを説いて回ったが、すべて説得失敗に終わった。

私の研修所時代は安田講堂事件に象徴される学園闘争の時代でもあった。刑裁修習の所長代行との懇談会が、たまたま騒乱罪の適用のあった新宿駅の事件の翌日にあり、代行から「君たちもああいうのに興味があるかね？」と聞かれた。「実は仲間と一緒に反法連の旗をもってデモに行っていました」と言うわけにもいかず、冷や汗をかいた。

後期修習は、任官希望者は急に起案に熱心になっていたが、私自身は「官僚にならずに弁護士になる」と決めて研修所に入った時点で選択を終えていたので、任官の気持ちは全くなかった。「任官拒否」が問題になったときに、その言葉を「教官から任官の誘いがあつても毅然として断る正しい態度」と誤解していたほどである。2回試験は、当時喫煙組と非喫煙組に分けられていた。私自身はほとんど煙草を吸わなかつたが、友人が多かつたので喫煙組に入ったところ、教室が一日中ものすごい煙で、後悔することとなつた。最後の終了式には興味もなかつたのでさぼることとし、この休暇を利用して新婚旅行に出かけた。こうして研修所生活は終わった。